

(9) エアコンディショナー等

(9) - 1 エアコンディショナー

ア 品目及び判断の基準等

エアコンディショナー	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>①家庭用品品質表示法施行令（昭和37年政令第390号）別表第3号（一）のエアコンディショナーであって、直吹き形で壁掛け形のもの（マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）のうち冷房能力が4.0kW以下のものについては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に114/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。</p> <p>②上記①以外の家庭用のエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に114/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。</p> <p>③業務の用に供するエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表3に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した以下の数値を下回らないこと。</p> <p>ア. 基準値1は、基準エネルギー消費効率の数値。</p> <p>イ. 基準値2は、基準エネルギー消費効率に88/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値。</p> <p>④冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は750以下であること。</p> <p>⑤特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。</p> <p>②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③製品を設計し、製造する場合は、冷媒の充填量の低減、一層の漏えい防止、回収のしやすさなどに配慮し、併せてこれらの情報の開示がなされていること。</p> <p>④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
------------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「エアコンディショナー」に含まれないものとする。

- ①冷房能力が28kW（マルチタイプの場合は50.4kW）を超えるもの
- ②ウィンド形・ウォール形及び冷房専用のもの
- ③水冷式のもの
- ④圧縮用電動機を有しない構造のもの
- ⑤電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの
- ⑥機械器具の性能維持又は飲食物の衛生管理を目的とするもの
- ⑦専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの
- ⑧スポットエアコンディショナー
- ⑨車両その他の輸送機関用に設計されたもの

- ⑩高気密・高断熱住宅用ダクト空調システム
  - ⑪冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽（暖房用を兼ねるものを含む。）を有する構造のもの
  - ⑫専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの
  - ⑬床暖房又は給湯の機能を有するもの
  - ⑭熱回収式マルチエアコン
- 2 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。
- 3 判断の基準④については、経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成27年経済産業省令第29号）第3条に規定する家庭用エアコンディショナー及び店舗・事務用エアコンディショナー（1日の冷凍能力が3トン未満のもの）のうち、「エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項」（平成27年経済産業省告示第50号）により目標値及び目標年度が定められる製品に適用するものとする。
- 4 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 5 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 6 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。
- 7 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 8 各所属は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表1 家庭用品品質表示法施行令（昭和37年政令第390号）別表第3号（一）のエアコンディショナーであって直吹き形で壁掛け形のもの（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）のうち冷房能力が4.0kW以下のものに係る基準エネルギー消費効率

冷房能力	区 分		基準エネルギー消費効率
	室内機の寸法タイプ		
3.2kW 以下	寸法規定タイプ		5.8
	寸法フリータイプ		6.6
3.2kW 超 4.0kW 以下	寸法規定タイプ		4.9
	寸法フリータイプ		6.0

備考) 1 「室内機の寸法タイプ」とは、室内機の横幅寸法 800 ミリメートル以下かつ高さ 295 ミリメートル以下の機種を寸法規定タイプとし、それ以外を寸法フリータイプとする。

2 エネルギー消費効率の算定法については、「エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成21年経済産業省告示第213号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法（2）」による。表2において同じ。

表2 家庭用のエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

区分		基準エネルギー消費効率
ユニットの形態	冷房能力	
直吹き形で壁掛け形のもの	4.0kW 超 5.0kW 以下	5.5
	5.0kW 超 6.3kW 以下	5.0
	6.3kW 超 28.0kW 以下	4.5
直吹き形で壁掛け形以外のもの (マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	3.2kW 以下	5.2
	3.2kW 超 4.0kW 以下	4.8
	4.0kW 超 28.0kW 以下	4.3
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0kW 以下	5.4
	4.0kW 超 7.1kW 以下	5.4
	7.1kW 超 28.0kW 以下	5.4

表3 業務の用に供するエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

区分			基準エネルギー消費効率 又は算定式
形態及び機能	室内機の種類	冷房能力	
複数組合せ形のもの 及び下記以外のもの	四方向カセット形	3.6kW 未満	E=6.0
		3.6kW 以上 10.0kW 未満	$E=6.0-0.083 \times (A-3.6)$
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	$E=6.0-0.12 \times (A-10)$
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	$E=5.1-0.060 \times (A-20)$
	四方向カセット形 以外	3.6kW 未満	E=5.1
		3.6kW 以上 10.0kW 未満	$E=5.1-0.083 \times (A-3.6)$
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	$E=5.1-0.10 \times (A-10)$
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	$E=4.3-0.050 \times (A-20)$
マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの		10.0kW 未満	E=5.7
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	$E=5.7-0.11 \times (A-10)$
		20.0kW 以上 40.0kW 未満	$E=5.7-0.065 \times (A-20)$
		40.0kW 以上 50.4kW 以下	$E=4.8-0.040 \times (A-40)$
室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの	直吹き形	20.0kW 未満	E=4.9
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	E=4.9
	ダクト形	20.0kW 未満	E=4.7
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	E=4.7

備考) 1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。

2 E及びAは次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位：年間エネルギー消費効率）

A：冷房能力（単位：kW）

3 エネルギー消費効率の算定法については、「エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成21年経済産業省告示第213号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法（3）」による。

## イ 目標の立て方

家庭用エアコンディショナーにあつては、当該年度のエアコンディショナーの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

業務用エアコンディショナーにあつては、当該年度のエアコンディショナーの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準値1及び基準値2それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

## (9) - 2 ガスヒートポンプ式冷暖房機

### ア 品目及び判断の基準等

ガスヒートポンプ式冷暖房機	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>①期間成績係数が1.07以上であること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ②特定の化学物質が含有基準値を超えないこと。 ③分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
---------------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ガスヒートポンプ式冷暖房機」は、JIS B 8627 に規定されるもので、定格冷房能力が、7.1kW を超え 28kW 未満のものとする。
- 2 期間成績係数については、JIS B 8627 に規定する方法により算出するものとする。
- 3 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 4 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 5 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。
- 6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

### イ 目標の立て方

当該年度のガスヒートポンプ式冷暖房機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

(9) -3 ストープ

ア 品目及び判断の基準等

ストーブ	<p><b>【判断の基準】</b>                  ○次のいずれかの要件を満たすこと。                  ①ガスストーブにあつては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を下回らないこと。                  ②石油ストーブにあつては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を下回らないこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b>                  ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。                  ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。                  ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。                  ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ストーブ」は、ガス又は灯油を燃料とするものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

- ①開放式のもの
- ②ガス（都市ガスのうち13Aのガスグループ（ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）第25条第3項のガスグループをいう。以下同じ。）に属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの
- ③半密閉式ガスストーブ
- ④最大の燃料消費量が4.0 L/hを超える構造の半密閉式石油ストーブ
- ⑤最大の燃料消費量が2.75 L/hを超える構造の密閉式石油ストーブ

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表1 ガスストーブに係る基準エネルギー消費効率

区 分	基準エネルギー消費効率
密閉式	82.0

備考) エネルギー消費効率の算定法については、「ストーブのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成18年経済産業省告示第55号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。以下表2において同じ。

表2 石油ストーブに係る基準エネルギー消費効率又はその算定式

給排気方式	区 分	基準エネルギー消費効率 又はその算定式
	伝熱方式	
密閉式	自然対流式	83.5
	強制対流式	86.0
半密閉式	放射式	69.0
	放射式以外のものであつて最大の燃料消費量が1.5 L/h以下のもの	67.0
	放射式以外のものであつて最大の燃料消費量が1.5 L/hを超えるもの	$E = -3.0 \times L + 71.5$

備考) E及びLは、次の数値を表す。

E：基準エネルギー消費効率（単位：％）

L：最大燃料消費量（単位：L/h）

#### イ 目標の立て方

当該年度のストーブの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

(10) 温水器等

(10) - 1 電気給湯器

ア 品目及び判断の基準等

ヒートポンプ式 電気給湯器	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>①家庭用ヒートポンプ式電気給湯器にあつては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。</p> <p>②業務用ヒートポンプ式電気給湯器にあつては、年間加熱効率が3.20以上であること。</p> <p>③冷媒にフロン類が使用されていないこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。</p> <p>②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
------------------	--

- 備考) 1 暖房の用に供することができるものは、本項の判断の基準の対象とする「家庭用ヒートポンプ式電気給湯器」に含まれないものとする。
- 2 業務用ヒートポンプ式電気給湯器の年間加熱効率の算出方法は、JRA 4060 : 2018 に準ずるものとし、次式による。
- 年間加熱効率 = 年間加熱量 / 年間消費電力量
- 年 間 加 熱 量 : 各期 (夏期、中間期、冬期、着霜期) の 1 日当たりの加熱量に対象日数を乗じた値の年間合計
- 年間消費電力量 : 各期 (夏期、中間期、冬期、着霜期) の 1 日当たりの消費電力量に対象日数を乗じた値の年間合計
- 3 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (平成 13 年法律第 64 号) 第 2 条第 1 項に定める物質をいう。
- 4 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう (ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く)。
- 6 判断の基準③は、業務用ヒートポンプ式電気給湯器については適用しないものとする。ただし、冷媒にオゾン層を破壊する物質は使用されていないこととする。

表 家庭用ヒートポンプ式電気給湯器に係る基準エネルギー消費効率

想定世帯	貯湯容量	仕様	保温機能	貯湯缶数	基準エネルギー消費効率
標準 (4人世帯)	240リットル未満	寒冷地仕様 以外のもの	有	一缶	2.8
				多缶	2.4
			無	一缶	3.0
				多缶	2.6
		寒冷地仕様	有	一缶	2.3
			無	多缶	2.0
			無	一缶	2.6

	240リットル以上 320リットル未満	寒冷地仕様 以外のもの	有	多缶	2.3
				一缶	2.8
			無	多缶	2.8
				一缶	3.2
		寒冷地仕様	有	多缶	2.8
				一缶	2.3
			無	多缶	2.0
				一缶	2.7
	320リットル以上 550リットル未満	寒冷地仕様 以外のもの	有	多缶	2.3
				一缶	3.3
			無	多缶	2.8
				一缶	3.2
		寒冷地仕様	有	多缶	2.8
				一缶	2.7
			無	多缶	2.3
				一缶	2.7
	550リットル以上	寒冷地仕様 以外のもの	有	多缶	2.3
				一缶	2.9
			無	多缶	2.5
				一缶	2.9
寒冷地仕様		有	多缶	2.5	
			一缶	2.4	
		無	多缶	2.1	
			一缶	2.5	
多缶	有	多缶	2.2		
		一缶	2.2		
	無	多缶	2.4		
		一缶	2.4		
少人数 (2人世帯)	—	寒冷地仕様 以外のもの	有	—	2.4
			無	—	2.8
		寒冷地仕様	有	—	2.0
			無	—	2.4

備考) 1 「貯湯容量」とは、JIS C 9220 に規定する湯水を貯蔵できるタンクの容量をいう。

2 「寒冷地仕様」とは、JIS C 9220 に規定する冬の寒さが厳しい地域での使用を想定した仕様をいう。

3 「保温機能」とは、ふろの湯を循環加温する機能をいう。

4 エネルギー消費効率の算定法については、「電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 25 年経済産業省告示第 38 号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

## イ 目標の立て方

当該年度のヒートポンプ式電気給湯器の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

(10) - 2 ガス温水機器

ア 品目及び判断の基準等

ガス温水機器	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>①潜熱回収型ガス温水機器にあつては、エネルギー消費効率が90以上であること。</p> <p>②潜熱回収型ガス温水機器以外にあつては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を下回らないこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
--------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス温水機器」に含まれないものとする。

- ①貯蔵式湯沸器
- ②業務の用に供するために製造されたもの
- ③ガス（都市ガスのうち 13A のガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの
- ④浴室内に設置する構造のガスふろがまであつて、不完全燃焼を防止する機能を有するもの
- ⑤給排気口にダクトを接続する構造の密閉式ガスふろがま

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 ガス温水機器に係る基準エネルギー消費効率

ガス温水機器の種別	区 分			基準エネルギー消費効率
	通気方式	循環方式	給排気方式	
ガス瞬間湯沸器	自然通気式		開放式	83.5
			開放式以外のもの	78.0
	強制通気式		屋外式以外のもの	80.0
			屋外式	82.0
ガスふろがま（給湯付のもの以外）	自然通気式	自然循環式	半密閉式又は密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの）	75.5
			密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外）	71.0
			屋外式	76.4
	強制通気式	自然循環式		70.8
			強制循環式	77.0

ガスふろがま（給湯付のもの）	自然通気式	自然循環式	半密閉式又は密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの）	78.0	
			密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外）	77.0	
			屋外式	78.9	
	強制通気式	自然循環式		76.1	
			強制循環式	屋外式以外のもの	78.8
				屋外式	80.4
ガス暖房機器（給湯付のもの以外）				83.4	
ガス暖房機器（給湯付のもの）				83.0	

備考）エネルギー消費効率の算定法については、「ガス温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 18 年経済産業省告示第 57 号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

#### イ 目標の立て方

当該年度のガス温水機器の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

(10) - 3 ガス調理機器

ア 品目及び判断の基準等

ガス調理機器	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>① こんろ部にあつては、エネルギー消費効率が表 1 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。</p> <p>② グリル部にあつては、エネルギー消費効率が表 2 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p> <p>③ オープン部にあつては、エネルギー消費効率が表 3 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>① 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>② プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>④ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
--------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス調理機器」に含まれないものとする。

- ① 業務の用に供するために製造されたもの
- ② ガス（都市ガスのうち 13A のガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの
- ③ ガスグリル
- ④ ガスクッキングテーブル
- ⑤ ガス炊飯器
- ⑥ カセットこんろ

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 1 ガス調理機器のこんろ部に係る基準エネルギー消費効率

ガス調理機器の種別	区 分		こんろ部 基準エネルギー消費効率
	設置形態	バーナーの数	
ガスこんろ	卓上形		51.0
	組込形		48.5
ガスグリル付こんろ	卓上形	2 口以下	56.3
		3 口以上	52.4
	組込形	2 口以下	53.0
		3 口以上	55.6
	キャビネット形又は据置形		49.7
ガスレンジ			48.4

備考) 1 「ガスレンジ」とは、ガスオープンとガスこんろを組み合わせたものをいう。

2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。

- 3 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。
- 4 「キャビネット形」とは、専用のキャビネットの上に取り付けて使用するものをいう。
- 5 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。
- 6 こんろ部のエネルギー消費効率の算定法については、「ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 18 年経済産業省告示第 56 号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (1)」による。

表2 ガス調理機器のグリル部に係る基準エネルギー消費効率算定式

区 分		グリル部
燃焼方式	調理方式	基準エネルギー消費効率の算定式
片面焼き	水あり	$E=25.1Vg+123$
	水なし	$E=25.1Vg+16.4$
両面焼き	水あり	$E=12.5Vg+172$
	水なし	$E=12.5Vg+101$

備考) 1 E 及び Vg は、次の数値を表すものとする。

E : グリル部基準エネルギー消費効率 (単位 : Wh)

Vg : 庫内容積 (単位 : L)

- 2 「片面焼き」とは、食材の片側から加熱調理する方式のものをいう。
- 3 「両面焼き」とは、食材の両面から加熱調理する方式のものをいう。
- 4 「水あり」とは、グリル皿に水を張った状態で調理する方式のものをいう。
- 5 「水なし」とは、グリル皿に水を張らない状態で調理する方式のものをいう。
- 6 「庫内容積」とは、焼網面積にグリル皿底面から入口上部までの高さに乗じた数値を小数点以下 2 桁で四捨五入した数値をいう。
- 7 グリル部のエネルギー消費効率の算定法については、「ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 18 年経済産業省告示第 56 号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (2)」による。

表3 ガス調理機器のオープン部（ガスオープンを含む）に係る基準エネルギー消費効率算定式

設置状態	オープン部 基準エネルギー消費効率の算定式
卓上又は据置形	$E=18.6Vo+306$
組込形	$E=18.6Vo+83.3$

備考) 1 E 及び Vo は、次の数値を表すものとする。

E : オープン部基準エネルギー消費効率 (単位 : Wh)

Vo : 庫内容積 (単位 : L)

- 2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。
- 3 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。
- 4 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。
- 5 「庫内容積」とは、庫内底面積に庫内高さに乗じた数値を小数点以下 2 桁で四捨五入した数値をいう。
- 6 オープン部のエネルギー消費効率の算定法については、「ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 18 年経済産業省告示第 56 号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (2)」による。

## イ 目標の立て方

当該年度のガス調理機器の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

(11) 照明

(11) - 1 照明器具

ア 品目及び判断の基準等

LED 照明器具	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>① 投光器及び防犯灯を除く LED 照明器具である場合は、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 基準値 1 は、固有エネルギー消費効率が表 1-1 に示された基準を満たすこと、又は、固有エネルギー消費効率が表 1-2 に示された基準を満たし、かつ、初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調光制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。</p> <p>イ. 基準値 2 は、固有エネルギー消費効率が表 1-2 に示された基準を満たすこと。</p> <p>ウ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 80 以上であること。ただし、ダウンライト及び高天井器具の場合は、平均演色評価数 Ra が 70 以上であること。</p> <p>② 投光器及び防犯灯である場合は、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 固有エネルギー消費効率が表 2 に示された基準を満たすこと。</p> <p>イ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 70 以上であること。</p> <p>③ LED モジュール寿命は 40,000 時間以上であること。</p> <p>④ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>① 初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調光制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。</p> <p>② 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③ 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</p> <p>④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑤ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
LED を光源とした内照式表示灯	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>① 定格寿命は 30,000 時間以上であること。</p> <p>② 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>① 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>② 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</p> <p>③ プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑤ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>

- 備考)
- 1 本項の判断の基準の対象とする「LED 照明器具」とは、照明用白色 LED を用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形及び壁付け形として使用する照明器具並びに投光器及び防犯灯とする。ただし、従来の蛍光ランプで使用されている口金と同一形状の口金を有する LED ランプを装着できる照明器具のうち、口金を経て LED ランプへ給電する構造を持つ照明器具については、当面の間、対象外とする。また、「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成 11 年消防庁告示第 2 号）に定める誘導灯は、LED 照明器具には含まれないものとする。
  - 2 本項の LED 照明器具の「LED 照明器具の固有エネルギー消費効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする（定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。）。なお、調光・調色機能付器具の固有エネルギー消費効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。
  - 3 「平均演色評価数 Ra」の測定方法は、JIS C 7801（一般照明用光源の測光方法）及び JIS C 8152-2（照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法—第 2 部：LED モジュール及び LED ライトエンジン）に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。
  - 4 本項の LED 照明器具の「ダウンライト」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定されるダウンライトをいう。
  - 5 本項の LED 照明器具の「高天井器具」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定される天井灯のうち、定格光束 11,000lm 以上のものをいう。
  - 6 本項の LED 照明器具の「投光器」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定される投光器をいう。
  - 7 本項の LED 照明器具の「防犯灯」とは、道路等に設置し、犯罪の防止と安全通行の確保等を図る観点から必要な照度を確保することを目的とした照明灯をいう。
  - 8 本項の LED 照明器具の「LED モジュール寿命」とは、光源の初期の光束が 70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8152-3（照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法—第 3 部：光束維持率の測定方法）に準ずるものとする。
  - 9 LED 照明器具の全光束測定方法については、JIS C 8105-5:2011「照明器具—第 5 部：配光測定方法」に準ずるものとする。
  - 10 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。
  - 11 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。
  - 12 本項の「LED を光源とした内照式表示灯」とは、内蔵する LED 光源によって文字等を照らす表示板、案内板等とし、放熱等光源の保護に対応しているものとする。ただし、「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成 11 年消防庁告示第 2 号）に定める誘導灯は、内照式表示灯には含まれないものとする。
  - 13 本項の LED を光源とした内照式表示灯の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が 50%まで減衰するまでの時間とする。
  - 14 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
  - 15 各所属は、安全管理・品質管理が十分なされたものを、比較検討の上、選択するよう留意すること。
  - 16 各所属は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表 1-1 LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準値 1 (投光器及び防犯灯を除く。)

光源色	固有エネルギー消費効率
昼光色	144lm/W以上
昼白色	
白色	
温白色	102lm/W以上
電球色	

備考) 1 「光源色」は、JIS Z9112 (蛍光灯・LED の光源色及び演色性による区分) に規定する光源色の区分に準ずるものとする (表 1-2 及び表 2 において同じ。)

- 2 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「LED 照明の器具に含まれないものとする。
- 3 ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が 300 mm以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 114lm/W 以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 96lm/W 以上とする。
- 4 高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 156lm/W 以上とする。

表 1-2 LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準値 2 (投光器及び防犯灯を除く。)

光源色	固有エネルギー消費効率
昼光色	120lm/W以上
昼白色	
白色	
温白色	85lm/W以上
電球色	

備考) 1 ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が 300mm 以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 95lm/W 以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 80lm/W 以上とする。

- 2 高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 130lm/W 以上とする。

表 2 投光器及び防犯灯に係る固有エネルギー消費効率の基準

光源色	固有エネルギー消費効率	
	投光器	防犯灯
昼光色	105lm/W 以上	80lm/W 以上
昼白色		
白色		
温白色	90lm/W 以上	対象外
電球色		

## イ 目標の立て方

当該年度の投光器及び防犯灯を除く LED 照明器具の調達 (リース・レンタル契約を含む。) 総量 (台数) に占める基準値 1 及び基準値 2 それぞれの基準を満たす物品の数量 (台数) の割合とする。

投光器及び防犯灯にあっては、調達 (リース・レンタル契約を含む。) 総量 (台数) に占める基準を満たす物品の数量 (台数) の割合とする。

(11) -2 ランプ

ア 品目及び判断の基準等

<p>蛍光ランプ (大きさの区分 40 形直管蛍光ラ ンプ)</p>	<p><b>【判断の基準】</b> ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①高周波点灯専用形 (Hf) である場合は、次の基準を満たすこと。 ア. ランプ効率が 100lm/W 以上であること。 イ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 80 以上であること。 ウ. 管径は 25.5 (±1.2) mm 以下であること。 エ. 水銀封入量は製品平均 5mg 以下であること。 オ. 定格寿命は10,000時間以上であること。 ②ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、次の基準を満たすこと。 ア. ランプ効率が85lm/W以上であること。 イ. 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。 ウ. 管径は32.5 (±1.5) mm以下であること。 エ. 水銀封入量は製品平均5mg以下であること。 オ. 定格寿命は10,000時間以上であること。</p> <p><b>【配慮事項】</b> ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
<p>電球形状のラ ンプ</p>	<p><b>【判断の基準】</b> ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①電球形LEDランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア. ランプの種類及び形状がA 形であって、口金の種類がE26 又はE17 の場合は、表 1 に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。 イ. 上記ア以外の場合は、ランプ効率が表 2 に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、ランプ効率が50lm/W以上であること。 ウ. 演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。 エ. 定格寿命は40,000時間以上であること。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、30,000時間以上であること。 ②電球形蛍光ランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア. エネルギー消費効率が表 3 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 イ. 水銀封入量は製品平均4mg以下であること。 ウ. 定格寿命は6,000時間以上であること。</p> <p><b>【配慮事項】</b> ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「電球形 LED ランプ」又は「電球形蛍光ランプ」は、電球形用のソケットにそのまま使用可能なランプとする。ただし、人感センサ、非常用照明(直流電源回路)等は除く。

2 「平均演色評価数 Ra」の測定方法は、JIS C 7801 (一般照明用光源の測光方法)に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。

3 「光源色」は、JIS Z 9112 (蛍光ランプ・LED の光源色及び演色性による区分)に規定

する光源色の区分に準ずるものとする。

- 4 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「蛍光ランプ」及び「電球形形状のランプ」に含まれないものとする。
- 5 本項の「電球形 LED ランプ」とは、一般照明として使用する白色 LED 使用の電球形形状のランプとする。
- 6 本項の電球形 LED ランプの「ランプの種類及び形状が A 形」とは、JIS C 8158（一般照明用電球形 LED ランプ（電源電圧 50V 超））に規定する種類及び形状を表す記号が「A 形（LDA）」であるものをいう。また、「口金の種類が E26 又は E17」とは、同 JIS の口金の種類を表す記号が「E26」又は「E17」であるものをいう。
- 7 本項の電球形 LED ランプの「定格寿命」とは、光源の初期の光束が 70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8152-3（照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法—第 3 部：光束維持率の測定方法）に準ずるものとする。
- 8 本項の電球形蛍光ランプの「定格寿命」とは、ランプが点灯しなくなるまでの総点灯時間又は全光束が初期値の 60%に下がるまでの総点灯時間のいずれか短いものとする。また、その測定方法は、JIS C 7620-2（一般照明用電球形蛍光ランプ—第 2 部：性能仕様）の定格寿命に準ずるものとする。
- 9 各所属は、非常用照明器具用のランプを調達する場合、器具の適合条件を十分確認すること。

表 1 A形（E26又はE17口金）の電球形LEDランプに係るランプ効率の基準

光源色	ランプ効率
昼光色	110.0lm/W以上
昼白色	
白色	
温白色	98.6lm/W以上
電球色	

備考) 次のいずれかに該当する場合は、表 2 に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。

- ① 電源電圧 50V 以下のもの
- ② 平均演色評価数 Ra が 90 以上のもの
- ③ 調光器対応機能付きのもの

表 2 電球形LEDランプに係るランプ効率の基準（A形（E26又はE17口金）以外のもの）

光源色	ランプ効率
昼光色	80lm/W以上
昼白色	
白色	
温白色	70lm/W以上
電球色	

備考) 調光・調色対応の電球形 LED ランプについては、表 2 の光源色別の区分のランプ効率の基準から 5lm/W を差し引いた値とする。なお、当該ランプのランプ効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

表 3 電球形蛍光ランプに係る基準エネルギー消費効率

区分			基準エネルギー消費効率
蛍光ランプの大きさの区分	蛍光ランプの光源色	蛍光ランプの形状	
10	電球色		60.6
	昼白色		58.1
	昼光色		55.0

15	電球色		67.5
	昼白色		65.0
	昼光色		60.8
25	電球色	蛍光ランプが露出しているもの	72.4
		蛍光ランプが露出していないもの	69.1
	昼白色	蛍光ランプが露出しているもの	69.5
		蛍光ランプが露出していないもの	66.4
	昼光色	蛍光ランプが露出しているもの	65.2
		蛍光ランプが露出していないもの	62.3

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電球形蛍光ランプ」には含まれないものとする。

- ① 蛍光ランプに反射鏡を有する構造のもの
  - ② 光束を調節する機能を有するもの
  - ③ 鶏舎用に設計されたもの
  - ④ 蛍光ランプが分離できるもの
  - ⑤ 蛍光ランプを保護するためのグローブが透明なもの
- 2 「蛍光ランプの大きさの区分」とは、JIS C 7620-2に規定する大きさの区分をいう。
- 3 エネルギー消費効率の算定法は、「蛍光ランプのみを主光源とする照明器具のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成22年経済産業省告示第54号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

#### イ 目標の立て方

各品目の当該年度における調達総量(本数又は個数)に占める基準を満たす物品の数量(本数又は個数)の割合とする。